

徳島県告示第273号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和8年5月26日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 解除に係る保安林の所在場所
三好市山城町相川字穴山1432の2、1440の4、山城町政友字宮地562の3、563の2、564の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため